

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>3936<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2010年)平成22年 2月12日 金曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 100%グループ取引

**Q**：今年の税制改正では、100%グループ取引に係る税務の取扱いが改正されるとか。どのようなになるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

#### ① 資産の譲渡取引

100%グループ内の内国法人間で行う一定の資産の移転による譲渡損益は、その資産をグループ外へ移転したときに計上することとなります。

#### ② 法人間の寄付

100%グループ内の内国法人間の寄付金については、支出法人において全額損金不算入にするとともに、受け取った法人において全額益金不算入となります。

#### ③ 資本関連取引

100%グループ内の内国法人間の現物配当を組織再編税制の一環と位置づけ、譲渡損益の計上を繰延べる措置が講じられます。そして、受取配当の益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除が適用されません。また、100%グループ内の内国法人の株式を発行人に対して譲渡する場合には、その譲渡損益を計上しないこととなります。

#### ④ 大法人の100%子会社に対する適用

資本金の額が1億円以下の法人に係る次の制度は、資本金の額が5億円以上の法人の100%子会社には適用しないとされています。軽減税率、特定同族会社の特別税率の不適用、貸倒引当金の法定繰入率、交際費等の損金不算入制度、欠損金の繰戻し還付制度

